

## 21 台風・大雪等荒天時の対応について

### 1 生徒の登校時

下記の(1)～(4)のいずれかに当てはまる場合、①もしくは②で対応する。

(1) 神奈川県東部又は横浜・川崎地区に、次に挙げる特別警報又は警報が発令されている

特別警報…大雨・大雪・暴風・暴風雪

警報…大雪・暴風・暴風雪

(2) 学校又は居住する地域に、避難情報の警戒レベル4又は5が発令されている

(3) 鶴見川に氾濫警戒情報(警戒レベル3相当)以上が発令されている

(4) 横浜市営地下鉄ブルーライン又は東急東横線が、荒天等に伴う運休等(計画運休を含む)を実施している

### ① 授業時

|   |             |                           |
|---|-------------|---------------------------|
| A | 6時時点で警報解除   | 平常授業                      |
| B | 8時時点で警報解除   | 10:30 からHR、3校時(10:40)より授業 |
| C | 11時までに警報解除  | 13:10 からHR、5校時(13:20)より授業 |
| D | 11時時点で警報継続中 | 自宅学習                      |

※Cの場合、5校時以降授業のない生徒は自宅学習とする。

### ② 試験時

|   |             |  |
|---|-------------|--|
| A | 6時時点で警報解除   | 平常試験   |
| B | 8時時点で警報解除   | HR 10:30<br>1校時 10:45～11:35<br>2校時 11:50～12:40<br>3校時 13:25～14:15<br>4校時 14:30～15:20 |
| C | 11時までに警報解除  | HR 13:10<br>1校時 13:25～14:15<br>2校時 14:30～15:20<br>3校時 15:35～16:25<br>4校時 翌日以降別途指示    |
| D | 11時時点で警報継続中 | 自宅学習 (当日の試験は試験日程終了後に行う)  |

### 2 生徒の下校時について

(1) 校長が職員を招集し、生徒を下校させるか否かを決定する。その際、翌日の対応を周知徹底する。

### 3 その他

(1) 大雨・洪水警報だけが出されている場合は平常授業とする。ただし、自宅付近の天候、交通機関の乱れ等によって、やむをえず遅刻等をした生徒へは配慮を行う。

(2) 始業を遅らせて授業を実施する際、通常手段で登校できない生徒は自宅待機とし、交通機関が復旧した場合は、無理をせず安全に注意して登校するよう指導する。遅刻等をした生徒へは配慮を行う。

(3) 授業開始を遅らせた場合、担任は登校生徒の人数を把握し、校長が授業を始めるか否かを判断する。

(4) 欠席、遅刻生徒については、適宜判断する。

平成 18 年 9 月 13 日制定

平成 25 年 6 月 27 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 9 月 26 日改正